

日越共同イニシアティブ・フェーズ7 総括表

項目番号	項目概略 (詳細はワークシートの「4. 行動計画」に記載)	最終評価コメント	最終評価				
			◎	○	△	×	－
WT1-1(投資法・企業法)	a)	ベトナム政府は、過去に投資証明書、投資登録証明書により与えられたインセンティブが、税法の規定等を理由に、濫及的に廃止されないような運用をする。			△		
	b)	投資法第13条を改正し、合法的な利益も保護の対象とする			△		
WT1-2	a)	ベトナム側は、2名以上の社員を有する有限会社の投資登録証明書と企業登記証明書の社員の出資分の変更、氏名の削除手続きにおいて、合意どおりに出資を行わない社員の参加をえずして、社員総会の決議をもって、必要な変更ができることをオフィシャルレターで確認する。			△		
WT1-3	a)	ベトナム側は、投資登録機関が投資法及び同政令に定められた以外の書類の提出を要請されることが無いように文書で徹底する。			△		
WT2(司法制度改善)	a-1)	ベトナム側(最高人民裁判所)は判例議決に基づく判例制度の運用に関する情報を日本側に提供する。		○			
	a-2)	日本側は、ベトナム側(最高人民裁判所)及びJICAとも協力し、セミナーの共同開催などを通じ、可能な範囲で提供された情報をベトナムで事業活動に従事する日系企業に周知するとともに、日系企業から判例制度に関して出される意見等があれば、これをベトナム側(最高人民裁判所)にフィードバックする。		○			
	a-3)	ベトナム側(最高人民裁判所)は、法の統一的な適用に向けた取組を強化し、日本側はベトナム側の取組を周知する。		○			
	b-1)	ベトナム側(司法省)は民事判決等の執行及び担保制度の運用に関する情報を日本側に提供する。		○			
	b-2)	日本側は、提供された情報に対して、JICAとも協力し、日本企業からの意見をとりまとめベトナム側(司法省)にフィードバックする。		○			
	b-3)	ベトナム側(司法省)は、適正な判決等・担保権の執行の保障の確保に向けた取組を強化し、日本側はベトナム側の取組を周知する。		○			

日越共同イニシアティブ・フェーズ7 総括表

項目番号	項目概略 (詳細はワークシートの「4. 行動計画」に記載)	最終評価コメント	最終評価					
			◎	○	△	×	ー	
WT3(土地法)	a)	日本側は、日本の不動産登記制度及び不動産登記システムに関する情報をベトナム側に共有する。	3月15日のセミナーで実施済み。		○			
	b)	ベトナム側は土地法・民法典・電子政府に関する議決等今後の行動計画(案)を日本側に共有する。	3月15日のセミナーで実施済み。MONREから改正土地法ドラフトを共有予定。		○			
	c)	ベトナム側は、土地分野に関する法律(土地法改正、政令、通達等)において、公示に基づいた経済活動の定着に向け、不動産登記情報の公示制度を詳細化する。当該制度において、登記記録の方法や公示の方法を具体化し、土地使用権および不動産に関する抵当権等を含めた登記情報を、簡易な手続きでベトナム全土から確認可能とする。また制度導入に向けた財源の明確化について検討する。	3月15日のセミナーにて、法整備の動向についてベトナム側から共有。また、土地情報の公開に関する制度整備動向として、土地情報システム構築に関する政令ドラフト、土地の電子取引に関する最新の政令ドラフトをベトナム側から共有。日本側からコメントを実施。政令ドラフトの整備状況について確認。次フェーズで通達レベルの制度整備について議論する方向で調整中。		○			
	d)	日本側は、不動産登記制度の整備による副次的な経済効果についてベトナム側に共有する。	3月15日のセミナーで実施済み。		○			
WT4(国営企業改革・株式市場改革)	a-1)	ベトナム側はSOE株式の売却にブックビルディング方式を導入するための通達(案)を十分な時間的余裕をもって日本側に提供する。	国家証券委員会ウェブサイトにはパブリックコメント用に通達案を掲載する形で日本側に提供あり。		○			
	a-2)	上記a-1)に対し、日本側は当該ブックビルディングが国際的に見て妥当な方法で行い得るかどうかを関連法令も含め検討し、これら法令・通達(案)の見直しについてベトナム側にコメントする。	ブックビルディング通達について、日本側から越側に書面の形でコメントを发出すると共に、1月22日に直接国家証券委員会に口頭でもコメントの趣旨や詳細を説明した。		○			
	a-3)	ベトナム側は、上記a-2)を踏まえ必要な措置を講じる。	本年6月に通達21号(SOE株式のブックビルディングによる売却ルール)が施行されたが、同通達に基づきIPOまたはDivestmentが実施された事例は未だ存在せず、今後の運用状況を注視したい。(なお、同通達が機能する為には、その上位規範である政令126号、32号の見直しが必要ではないかと思料する。)		○			
	b-1)	日本側は、政令126号、政令32号及びSSCが公布した4つの決定文書(決定853~856)をレビューし、SOEのIPO及びDivestmentにおける、①企業価値評価方法、②入札等の開始価格決定方法、③戦略投資家向け株式売却方法(デュデリジェンスの実施を含む)等について、国際慣行や日本の知見を踏まえ、ベトナム側に法令改正等の改善策を提案する。	日本側は2月28日にセミナーを開催し、標準的なDDプロセスと株式譲渡契約書のモデルについて財政省企業財務局をはじめとした越側関係省庁(国家資本管理委員会、計画投資省、国家証券委員会)に知見を共有した。越側からは「本日のセミナーの成果をもとに、内容を整理した上で政府に報告し、成果が法規制に盛り込まれるよう努力したい」旨返答あり。 また、日本側は3月27日にもセミナーを開催し、企業価値評価の手法と評価結果の分析について財政省企業財務局をはじめとした越側関係省庁(国家資本管理委員会、計画投資省、国家証券委員会)に知見を共有した。越側からは「本日の資料及び日本側とのやりとりの詳細については、財政省のリーダーにしっかりと報告したい」旨返答あり。		○			
	b-2)	ベトナム側は、上記b-1)を踏まえ必要な措置を講じる。	MOF(CFD)は年末までに政令126号(SOEの株式化に関するルール)及び政令32号(株式化終了後の元SOEの政府保有株の売却に関するルール)の見直し案を政府に上げる予定(フェ副首相指示)。 これに対し、日本側は10月11日に「政令126号と政令32号の改正に関する提案書」をMOF(CFD)に送付済み。 現時点では越側にて改正案の内容を検討中。			△		
c-1)	ベトナム側は、可能な限り早期に(遅くとも2018年内に)、十分な時間的余裕をもって、証券法改正案を日本側に提示する。	国家証券委員会ウェブサイトにはパブリックコメント用に法案を掲載する形で日本側に改正法ドラフトの提供あり。		○				
c-2)	日本側は、国際慣行や日本の知見等を踏まえつつ、株式市場の質の向上等の観点から上記改正案に対しコメントする。	改正証券法について、日本側から越側に書面の形でコメントを发出すると共に、2月28日に直接国家証券委員会に口頭でもコメントの趣旨や詳細を説明した。		○				
c-3)	ベトナム側は、上記c-2)を踏まえ、法案に必要な修正を加える。	証券法改正案は今国会で成立見込み。		○				
c-4)	日本側は、c-1)の証券法改正案におけるインサイダー取引規制等の内容を検討した上で、国際慣行や日本の知見等を踏まえつつ、オフィシャルレター等の形による同規制の改善を提案する。	SSCは「インサイダー情報」や「インサイダー取引」等の定義を改正証券法の施行政令等においてより詳細に定めるべく検討中(JICA技プロで支援)。それ自体は望ましい動きであるが、証券法自体が国会で審議中であり(今国会で成立予定)、施行政令の策定作業は法案成立後に本格化する。日本側の提案も今後の政令案の策定作業にあわせ行うこととしたい。			△			
c-5)	ベトナム側は、上記c-4)を踏まえ、証券法の範囲内で、インサイダー取引規定等に関するオフィシャルレターの発行などの必要な措置を講じる。	同上			△			

日越共同イニシアティブ・フェーズ7 総括表

項目番号	項目概略 (詳細はワークシートの「4. 行動計画」に記載)	最終評価コメント	最終評価					
			◎	○	△	×	ー	
WT5(裾野産業)	a)	ベトナム側は、現行及び検討中の裾野産業支援施策を日本側に説明する。	ベトナム側からの情報を元に、日本側で政策全体の鳥観図を作成、日越双方で共有した。	◎				
	b)	日越双方は、調達側、供給側が協力して取引開始が出来るようになることを積極的に支援する制度構築を検討し、越側はそれを参考に制度構築を進める。	■着手し易い制度・施策が具体的に動き出した。 ・裾野産業発展センターが稼働 ・企業データベースを構築 ・ベトナム生産性向上ベストプラクティスを選定、等 ■政令111号、政令125号の改定作業が動き出した。		○			
	c)	越側は、担当省庁案を作成し、各省協議を実施の上、首相府に提出する。(可能であれば国会提出まで実施)。	■越側が、政令111号、政令125号の改定を進めている。 ■制度・施策の実効性向上に関する継続した議論は必要。		○			
WT6-1(労働)	a)	日越双方は、労働関連法令の問題点を解決するための話し合いを継続的に行う。	越側と定期的に会合を持っているので○となる予定	◎				
	b)	日本側は、上記a)の実施にあたって日本の仕組みと経験を共有する。	日本側資料の提供等を実施しているので○となる予定		○			
	c)	ベトナム側は、a)の議論結果を踏まえ、法令改正案への反映、オフィシャルレターの発行等による運用の改善を行う。	一部の要望については、反映されている部分もあるので○となる予定		○			
	d)	日越は、法令規定の制定・改定前及びこれら以外の場合でも、定期的な意見交換と具体的な検討を行う。	議論は実施しているので○継続。		○			
WT6-2(賃金)	a)	日本側及びベトナム側は、最低賃金の算定方法、決定プロセスについて議論を行う。	議論を実施していることから○とする。		○			
	b)	日本側は、a)の実施に際し、日本の経験を共有する。	専門家の派遣等について調整済み。		○			
	c)	ベトナム側は、a)の議論を踏まえ、最低賃金法及び細則の検討を行う。	検討は実施しているので○となる見込み。		○			
	d)	日本側及びベトナム側は、最低賃金法及び細則の検討段階での意見交換を行う。	最低賃金法は制定されていないが、最低賃金に関する議論は深まり、一部は改正労働法に反映されたので○		○			
WT7(PPP改正)	a)	ベトナム側は、政令63号における公共投資事業(PIP)がPPPIに転換されるケースにつき、ドナー国・機関との調整状況を日本側と共有する。	<最終レビュー内容> これまでWT7として指摘してきた準拠法・紛争解決／政府保証／State Capital Contribution／Termination Payment等に関して、最新PPP法案ドラフトをベースに意見書を再度纏めてMPIIに提出。 9月、10月には2度に渡り、JICAのアレンジで、上記4項目についてKien経済常任副委員長と意見交換を実施し、上記4項目に就いて協議。 Kien経済常任副委員長との議論を経て、より具体化したPPP法案ドラフトに対する指摘事項をMPII Le次長に共有した。 12月以降もKien経済常任副委員長とは継続して定期的な意見交換を行うとともに、現在の懸念事項を払拭すべく、引き続きMPII Le次長との協議を続ける予定。		○			
	b)	ベトナム側は、政令15号に規定されていた投資契約や投資登録証明書に関する条項が政令63号でどのように扱われるのか日本側に説明し、日本側の指摘に基づき、問題点を是正する。			○			
	c)	日本側は、上記b)に基づき問題点を指摘し、是正提案を作成・説明する。			○			
	d)	ベトナム側は、政令63号に基づき、PPP案件が各種マスタープランに組み入れる必要があるか否かについて明らかにする。また、組み入れが必要な場合はそのタイミング等についても関連法令等の改正により明確化する。			○			
	e)	ベトナム側は、外国投資家との契約における紛争解決条項において、ベトナム裁判所で解決する旨の条項を強制しないことを法令改正又はオフィシャルレターで明確化する。			○			
	f)	ベトナム側は、民事訴訟法459条の施行法令における国際商事仲裁判断の国内執行不承認事由の解釈明確化をオフィシャルレターで明確化する。	【第2回中間評価会合以降の主な取り組み】 8月22日 準拠法・紛争解決以外の政府保証／Termination Payment等にかかる見解をMPII/Le次長宛に改めて提出。同日午後、日越共同イニシアティブ第2回中間評価会合実施		○			
	g)	ベトナム側は、PPP事業において、民間事業者からの「要求されていない提案(unsolicited proposal)」に対するインセンティブを法令に明記する。	8月26日 経済常任委員会主催のPPPセミナー(@国会議事堂) (船山リーダー出席)		○			
	h)	ベトナム側は、プロジェクトファイナンス案件組成のために金融機関の専門的知見を聴取する機会を設ける条項を関連法改正時に盛り込む。			○			
	i)	ベトナム政府は、土地使用権及び土地上の資産、プロジェクト設備を商業的に運営する権利に対して抵当権を設定可能とした政令63号の規定に適合するように土地法等関係法令の改正を実施する。	9月24日 経済常任委員会のKien副委員長と準拠法・紛争解決に就いて、意見交換(JICA/JBIC/船山リーダー他出席)		○			
	j)	ベトナム政府は、政府支出や政府保証を与えるPPP案件を重要案件として事前に特定したリストを作成・公表する制度を構築する。	10月16日 再度、経済常任委員会のKien副委員長と政府保証、State Capital Contribution、Termination Paymentに関して意見交換(JICA/JBIC/相良リーダー、船山リーダー他出席) 10月25日 MPII Le次長と面談し、Kien副委員長との意見交換の内容・結果について報告(JICA/JBIC/相良リーダー、船山リーダー他出席)		○			

日越共同イニシアティブ・フェーズ7 総括表

項目番号	項目概略 (詳細はワークシートの「4. 行動計画」に記載)	最終評価コメント	最終評価					
			◎	○	△	×	ー	
WT8(LNG活用 インフラ整備)	a)	日本側は、LNG導入に伴う天然ガス配管設備の整備に関するベトナムの関連法令を調査し越側に確認する。	◎					
	b)	日本側は、天然ガス配管設備の整備に関する日本の知見を越側に提供する。	◎					
	c)	ベトナム側は、天然ガス配管設備の整備に関する関連法令の改正案を作成し、日本側に共有する。		○				
	d)	日本側は、共有された改正案を踏まえ、法令等の改正後に実施可能な事業を提案する。			△			
WT9(サービス業)	a)	日本側及びベトナム側は、サービス産業(教育業、美美容業、写真撮影業、ブライダル業)において、日越で合意した申請案件のモニタリングを行い、手続の改善について話し合う。	◎					
	b)	日本側及びベトナム側は、上記4業種以外のモニタリング、手続改善を話し合う。	◎					
	c)	日本側は、対象業種の追加を提案し、ベトナム側と話し合いモニタリングを実施する。	◎					
9WT	52 項目		7	37	8	0	0	